

## 与野学院日本語学校規則

### 第1章 総則

#### (適用範囲)

第1条 本規則は、本学校の認定日本語教育機関認定課程において学習する者に対する日本語教育について定める。

#### (目的)

第2条 本学校は、諸外国からの日本語学習を目的として来日する外国人等を対象に日本語教育を行い、日本語を普及させて、生徒・教職員の幸福を追求し、地域・社会に貢献することを目的とする。

2 前項の主たる学習対象者は次の者とする。

- ・日本に興味を持ち、日本語学習を通して日本への理解を深めたい者

#### (名称)

第3条 本学校は、与野学院日本語学校と称する。

#### (位置)

第4条 本学校は、埼玉県さいたま市大宮区吉敷町4丁目78番に置く。  
また、分校を埼玉県さいたま市大宮区吉敷町4丁目75番に置く。

#### (自己点検評価)

第5条 本学校は、その教育の一層の充実を図り、本学校の目的及び社会的使命を達成するため、本学校における教育活動等の状況について自ら点検・及び評価を行い、それを公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は自己点検評価実施規程に定める。

### 第2章 課程、修学期間、収容定員及び休学日

#### (課程・修学期間・収容定員)

第6条 本学校の課程、修学期間、収容定員等は、次の表のとおりとする。ただし、校長が必要と判断した場合は、日本理解のための日本語2年課程、日本理解のための日本語1年9か月課程及び日本理解のための日本語1年6か月課程それぞれの収容定員及びクラス数を振り替えることができる。

第1部 ・2部	課程	修学期間	収容 定員	クラス数	備考
第1部	日本理解のための日本語2年課程	2年	76名	4クラス	4月生・・・76名
	日本理解のための日本語1年9か月課程	1年9か月	29名	2クラス	7月生・・・29名
	日本理解のための日本語1年6か月課程	1年6か月	55名	3クラス	10月生・・・55名
	小計		160名	9クラス	
第2部	日本理解のための日本語2年課程	2年	76名	4クラス	4月生・・・76名
	日本理解のための日本語1年9か月課程	1年9か月	29名	2クラス	7月生・・・29名
	日本理解のための日本語1年6か月課程	1年6か月	55名	3クラス	10月生・・・55名
	小計		160名	9クラス	
計			320名	18クラス	

(入学日)

第7条 本学校の入学日は、原則として、4月1日、7月1日及び10月1日の年3度とし、学年の終期は、3月とする。

2 前項における入学日と修学期間の関係は、次の表のとおりとする。

入学日	修学期間
4月1日	2年
7月1日	1年9か月
10月1日	1年6か月

(休学日・授業時間数・学期)

第8条 土曜日、日曜日、日本国の法律で定める休日及び本学校で指定する日は、原則として休学日とする。

2 毎年、比較的長期の春期休学日、夏期休学日、冬期休学日を設ける。

3 教育上必要であり、かつやむを得ない事情があると校長が認めるときは、前各項の規定にかかわらず、休学日に授業を行うことができる。また、校長が必要と認めたときは、休学日を臨時に変更することができる。

4 1単位時間は45分とし、年間日程は1年間の授業時間数が760単位時間以上になること、1年9か月課程の総授業時間数が1330単位時間以上になること及び、1年6か月課程の総授業時間数が1140単位時間以上にな

ることを条件として、年間日程表に定める。

5 学期は、次のとおりとする。

- ・4月期 4月1日から6月30日まで
- ・7月期 7月1日から9月30日まで
- ・10月期 10月1日から3月31日まで

(学習日・時間)

第9条 学習日は、毎週月曜日～金曜日とする。

2 授業時間は、第1部（午前の部）が午前9時から午後0時30分までとし、第2部（午後の部）が午後1時30分から午後5時までとする。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

### 第3章 教育課程，授業時数，学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第10条 本学校の教育課程は、次の表のとおりとし、授業科目、その概要、到達目標及び週当たり授業時間数等の詳細は、教育課程細則に定める。

#### 日本理解のための日本語2年課程

レベル	日本語教育の参照枠と日本語能力試験のレベル	標準学習期間及び授業時数
初級1	A1～A2 N5	3か月 200時間
初級2	A2 N4	3か月 200時間
中級 1-1	A2～B1 N4～N3	3か月 200時間
中級 1-2	B1 N3	3か月 200時間
中級 2-1	B1～B2 N3～N2	3か月 200時間
中級 2-2	B2 N2	3か月 200時間
上級	B2～C1 N2～N1	6か月 400時間

日本理解のための日本語 1 年 9 か月課程

レベル	日本語教育の参照枠と 日本語能力試験のレベル	標準学習期間及び授業時数
初級1	A1～A2 N5	3か月 200時間
初級2	A2 N4	3か月 200時間
中級 1-1	A2～B1 N4～N3	3か月 200時間
中級 1-2	B1 N3	3か月 200時間
中級 2-1	B1～B2 N3～N2	3か月 200時間
中級 2-2	B2 N2	3か月 200時間
上級	B2～C1 N2～N1	3か月 200時間

日本理解のための日本語 1 年 6 か月課程

レベル	日本語教育の参照枠と 日本語能力試験のレベル	標準学習期間及び授業時数
初級1	A1～A2 N5	3か月 200時間
初級2	A2 N4	3か月 200時間
中級 1-1	A2～B1 N4～N3	3か月 200時間
中級 1-2	B1 N3	3か月 200時間
中級 2-1	B1～B2 N3～N2	3か月 200時間
中級 2-2	B2 N2	3か月 200時間

- 2 各レベルの到達目標は以下の通りとする。

レベル	到達目標
初級1	限定的な内容なら相手に頼りながら理解し、簡単な語句や文を使って表現できる。
初級2	身近な話題で単純な文構造を理解し、身の回りの事柄について簡単な語句や文を並べて説明できる。
中級1-1	身近な話題や関心事について、標準語で明瞭に話されたもの、書かれたものなら大まかな内容を理解し、自分の意見を簡単な方法で語句をつないで伝えることができる。
中級1-2	非常に慣用句的な語法を避け、はっきりと発音、表記してくれれば、一般的な話題についてほとんどを理解でき、誤りも見られるが、考えや問題の主要点を説明することができる。
中級2-1	理解のため多様な方略を駆使でき、身近な範囲の議論なら主張を述べることができる。
中級2-2	興味がある分野や、背景知識がある内容であれば、ある程度複雑な文構造でも理解することができ、客観的根拠とともに議論を展開できる。
上級	背景知識がない長くて複雑な事柄でも、推測しながら内容を理解することができる。やりとりにおいて、誤解や不自然さがあまり見られず、客観的根拠とともに論理的に議論を展開できる。

- 3 学習期間は標準であり、教務主任はその時のクラスを構成する生徒に応じて学習期間を調整することができる。
- 4 入学時に、日本語基礎能力を有する者は、実力相応のクラスで学習することができる。

(学習の評価・進級)

- 第11条 学習の評価は、試験の成績、出席状況等を総合して決定し、10段階評価とする。
- 2 学習の評価及び進級に関する事項は、学習評価及び進級修了認定規程に定める。

(教職員)

- 第12条 本学校には、校長、主任教員、教員（16名以上、うち専任8名以上）、生活指導担当者（3名以上）及び事務職員を置く。
- 職務の詳細及び職務権限については、校務運営及び職務権限規程に定める。
- 2 本学校には、前項に規定するものの他、副校長、副主任、その他必要な職員を置くことができる。
  - 3 校長、主任教員、教員、事務職員の採用方法、採用基準については、教職員

採用規程に定める。

#### 第4章 入学、休学、転学、退学、卒業及び賞罰

##### (入学資格)

第13条 本学校への入学資格は、次の条件を満たしていることとする。

- (1) 原則として、外国において通常の課程による12年以上の学校教育を修了している者
- (2) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (3) 本人または家族等が経費支弁能力を有する者

##### (入学希望者への情報提供)

第14条 本学校への入学希望者に対しては、パンフレット及び募集要項等によって広報を行う。入学許可の際に、重要事項説明書の配布により、最新の情報提供を行い、記録、保管する。

##### (入学者選考)

第15条 入学者選考に関する事項は、入学者選考規程に定める。

##### (入学手続き)

第16条 本学校への入学手続きに関する事項は、別途定める。

##### (休学・復学・転学)

第17条 生徒の疾病その他やむを得ない事由によって、校長が必要と判断した場合は、休学を認める。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。
- 3 転学に関する事項は、転校規程に定める。

##### (退学)

第18条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

##### (卒業・修了の認定)

第19条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について、第11条に定める学習の評価を行い、評価、出席日数、学習期間に応じて、卒業または修了を認定する。

- 2 卒業、修了認定の詳細については、学習評価及び進級修了認定規程に定める。

(褒賞)

第 20 条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(処分等)

第 21 条 生徒が学則や諸規程に違反した場合、学内外にて不適當な言動又は迷惑行為を行った場合、生徒が法令を犯し、刑事又は民事の事件を起こしたり、重大な不祥事を起こしたりした場合には、次の処分等を行うものとする。

(1) 文書による嚴重注意

(2) 退学の勧告

(3) 除籍(懲戒退学)処分

- 2 校長は、出席不良又は長期欠席の生徒に対して、次の処分等を行うことができる。

(1) 文書による嚴重注意

(2) 退学の勧告

(3) 除籍(懲戒退学)処分

- 3 校長は、生徒が学力不足等で成業の見込みがないと認められるとき、当該生徒を除籍(懲戒退学)処分とすることができる。

- 4 校長は、生徒の不正入学、虚偽の申告等(学歴、犯歴、心身の健康状態等)が判明した場合、当該生徒を除籍(懲戒退学)とすることができる。

- 5 前各項の処分等の量定の基準は、処分規程に定める。

## 第 5 章 生徒納付金

(生徒納付金)

第 22 条 生徒の納付金は、次の表のとおりとする。

選考料		20,000 円
入学金		70,000 円
日本理解のための日本語 2 年課程	授業料	1,488,000 円
	健診費	5,000 円
	共済会費	20,000 円
日本理解のための日本語 1 年 9 か月課程	授業料	1,302,000 円
	健診費	5,000 円

	共済会費	17,900 円
日本理解のための日本語 1年6か月課程	授業料	1,116,000 円
	健診費	5,000 円
	共済会費	15,800 円

(生徒納付金の納入)

第 23 条 選考料、入学金及び授業料は、前納とする。

(滞納)

第 24 条 校長は、授業料未納の生徒を、除籍(懲戒退学)処分とすることができる。

(生徒納付金の返還)

第 25 条 生徒納付金の返還については、日本語教育振興協会維持会員協議会が制定した「日本語教育機関による留学生の受入れに関するガイドライン」に準じる。

(費用の徴収)

第 26 条 各種証明書の発行手数料は、次のとおりとする。

証明書	金額
在学証明書	1,000 円
卒業(修了)証明書	1,000 円
卒業(修了)見込み証明書	1,000 円
日本語能力証明書	1,000 円
成績及び出席証明書	1,000 円
推薦書	1,000 円
推薦状(修了後の就職活動継続のための特定活動への資格変更用)	10,000 円
翻訳証明書	500 円

2 入国時の空港での出迎え費用は、別途定める。

## 第 6 章 雑則

(寄宿舎)

第 27 条 寄宿舎の寮費は、前納とする。寮費を 2 か月以上支払わず、その後においても納入の見込みのない場合、校長は、当該生徒を除籍(懲戒退学)処分とすることができる。



- 2 寄宿舍の入寮者は、別に定める規則を守ることとし、規則を守れない者は、直ちに退出しなければならない。
- 3 寄宿舍の寮費、規則等に関する事項は、寮規程に定める。

(生徒の居住地)

第 28 条 生徒は、通学に支障のない範囲に居住しなければならない。その範囲については、別途定める。

(一時帰国)

第 29 条 留学の在留資格をもって入学した生徒は、別に定める一時帰国に関する規程を守らなければならない。

(健康診断)

第 30 条 健康診断は、毎年 1 回、健康衛生管理及び健康診断規程に定めるところにより実施する。

(在籍管理)

第 31 条 在籍管理に関する事項は、在籍管理規程に定める。

(文書管理)

第 32 条 文書管理に関する事項は、文書管理規程に定める。

附則

この規則は、2025(令和7)年4月1日から施行する。

この規則の一部を改定し、2025(令和7)年4月1日から施行する。

この規則の一部を改定し、2025(令和7)年4月1日から施行する。